

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,880円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,830円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,710円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>以下この項において「合計所得金額」という。</u>）（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>89,640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者で</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>35,490円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,220円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,140円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>54,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>65,520円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>以下「合計所得金額」という。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>70,980円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>81,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円</u>未満である者で</p>

<p>あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>101,590円</u></p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>107,560円</u></p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>113,540円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,890円</u>とする。</p> <p>第22条 市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>87,360円</u></p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>98,280円</u></p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>103,740円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,570円</u>とする。</p> <p>第22条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、平成30年度分以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。